

ID: 2

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	手数料の徴収													
例規名 根拠条項	貝塚市行政不服審査法施行条例 第5条													
例規番号	平成28年条例第4号													
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び別表の規定による。 (手数料の額)</p> <p>第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法律において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表のとおりとする。 (手数料等の納付時期)</p> <p>第5条 前条の手数料及び令第14条第1項の送付に要する費用は、前納しなければならない。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複写機により複写したもの又は電子計算機により出力したもの(日本産業規格に定めるA列3番までの大きさに限る。)の交付</td> <td>白黒</td> <td>1枚</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>カラー</td> <td>1枚</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p>				区分		単位	金額	複写機により複写したもの又は電子計算機により出力したもの(日本産業規格に定めるA列3番までの大きさに限る。)の交付	白黒	1枚	10円	カラー	1枚	50円
区分		単位	金額											
複写機により複写したもの又は電子計算機により出力したもの(日本産業規格に定めるA列3番までの大きさに限る。)の交付	白黒	1枚	10円											
	カラー	1枚	50円											
備考														
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日											

ID: 6

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例 第60条		
例規番号	令和4年条例第35号		
【基準】 第60条の規定による。 第60条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 総合政策部 行財政管理課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市行政財産使用料条例 第2条		
例規番号	昭和40年条例第12号		
【基準】	<p>第2条から第3条の2までの規定による。 (使用料の納付)</p> <p>第2条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。 (使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に掲げる行政財産の区分に従い、それぞれ当該各号に定める算式により計算した額(以下「基準額」という。)に基づき、当該行政財産の管理者(以下「財産管理者」という。)が定める額とする。ただし、これにより難い特別の事由がある場合には、当該行政財産の使用の実情を考慮して、財産管理者が市長と協議して定める額とすることができる。</p> <p>(1) 土地の使用 当該土地の価額×基本率×(当該土地のうち使用される部分の面積/当該土地の面積)</p> <p>(2) 建物の使用 {(当該建物の価額×基本率)+(当該建物の建て面積に相当する土地の価額×基本率)}×(当該建物のうち使用される部分の面積/当該建物の延べ面積)</p> <p>(3) 土地および建物以外の行政財産の使用 当該行政財産の価額×基本率×(当該行政財産のうち使用される数量/当該行政財産の数量)</p> <p>2 前項に規定する当該土地、建物およびその他の行政財産の価額は、市の公有財産台帳に登載された価額とする。ただし、この価額により難い場合には、市長が定める適正な時価見積価額によることができる。</p> <p>3 第1項の基本率は、土地にあつては100分の3、建物にあつては100分の6、その他の行政財産にあつては100分の6とする。</p> <p>4 基準額は、年額とする。</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、電柱、地下埋設物、郵便差出箱その他の物件の設置を目的として行政財産を使用する場合において、道路の占有使用に準じて取り扱うことが適当であると市長が認める土地の使用に係る使用料の額は、貝塚市道路占有条例(平成12年貝塚市条例第13号)別表の規定の例により、財産管理者が定める額とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総合政策部 行財政管理課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市行政財産使用料条例 第9条		
例規番号	昭和40年条例第12号		
【基準】 第9条の規定による。 (過料) 第9条 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎管理規則 第8条第2項		
例規番号	昭和56年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (許可条件等)</p> <p>第8条 市長は、前条第2項により許可を決定する場合において、必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。</p> <p>2 市長は、前項の条件若しくは指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可の条件若しくは指示を変更し、又は許可を取消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	中止及び退去命令		
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎管理規則 第10条		
例規番号	昭和56年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (中止及び退去命令)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その行為の中止又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第5条の許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者又は許可に付した条件若しくは指示に反している者</p> <p>(2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者</p> <p>(3) 建物、立木、工作物その他の施設を破損し、損傷し、若しくは汚損する行為をしようとする者</p> <p>(4) 携帯用拡声機等を使用して、放歌高唱し、若しくは演説連呼等を行い、庁舎内の静穏を害する行為をしている者</p> <p>(5) 座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者</p> <p>(6) 職員の面会を強要する者</p> <p>(7) 職員の職務を妨害する者</p> <p>(8) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りする者</p> <p>(9) たき火等の火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(10) 前2条の規定に違反している者</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内における秩序の維持、適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	撤去命令		
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎管理規則 第11条第1項		
例規番号	昭和56年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (撤去命令)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する物がある場合は、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者(以下「所有者等」という。)に対し、その撤去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第5条の許可を受けないで、又は第8条により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画</p> <p>(2) 庁舎に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物</p> <p>(3) 庁舎に設置されたテントその他これらに類する物</p> <p>(4) 庁舎に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物</p> <p>(5) 第9条の2第3号又は第4号の規定に違反して駐車された車両</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の適正な管理又は災害防止に支障のある物</p> <p>2 市長は、所有者等が前項の命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は庁舎における秩序の維持、適正な管理若しくは災害の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。この場合において、当該所有者等は、その撤去に要した費用を負担しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	使用料の徴収								
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例 第6条第1項								
例規番号	令和4年条例第34号								
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び別表第2の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2のとおりとする。 (使用料の徴収)</p> <p>第6条 使用料は、駐車場の使用者が駐車場から自動車を出場させるときに徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させたときは、使用料を徴収しない。</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時から午後10時まで</td> <td>1時間までごとに200円。ただし、駐車場に入場した時から4時間以内は無料とする。</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日午前7時まで</td> <td>1時間までごとに100円。ただし、駐車場に入場した時から30分以内は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 駐車場の使用者が午後10時又は午前7時を超えて継続して使用した場合に納付すべき使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用料は、それぞれの時間帯の計算方法により算定した使用料を合算した額とする。</p> <p>(2) 使用料を無料とする時間(次号において「無料時間」という。)の適用については、駐車場に入場した時間帯において適用される1回限りとする。</p> <p>(3) 午前7時から午後10時までの時間帯に入場した場合は、入場した時以後30分ごとに、30分間の無料時間を付加し、その合計は4時間を限度とする。ただし、付加された無料時間が4時間に満たない場合で午後10時を超えて使用するとき、午後10時以後の無料時間の付加は行わない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入場から24時間までごとの最大料金は、3,000円とする。</p>				時間帯	使用料	午前7時から午後10時まで	1時間までごとに200円。ただし、駐車場に入場した時から4時間以内は無料とする。	午後10時から翌日午前7時まで	1時間までごとに100円。ただし、駐車場に入場した時から30分以内は無料とする。
時間帯	使用料								
午前7時から午後10時まで	1時間までごとに200円。ただし、駐車場に入場した時から4時間以内は無料とする。								
午後10時から翌日午前7時まで	1時間までごとに100円。ただし、駐車場に入場した時から30分以内は無料とする。								
備考									
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 18

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例 第10条第2項		
例規番号	令和4年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (禁止行為)</p> <p>第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 他の自動車の通行又は駐車を妨げる行為</p> <p>(2) 駐車場の構造又は設備及び他の自動車を汚損し、損傷し、又は滅失させる行為</p> <p>(3) みだりに火気を使用する行為</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対して、駐車場からの退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 各課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	手数料条例 第2条第1項
例規番号	昭和18年条例第2号
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (手数料の額等)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。 この場合において、手数料の金額は、当該各号に特別の計量単位の定めのあるものについてはその計量単位につき、その他のものについては1件につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧 300円</p> <p>(2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付 300円(通信端末機器(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。))による交付にあつては、200円)</p> <p>(3) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 300円(通信端末機器による交付にあつては、200円)</p> <p>(4) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき450円(通信端末機器による交付にあつては、350円)</p> <p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき750円</p> <p>(6) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 350円</p> <p>(7) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 450円</p> <p>(8) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円。ただし、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項の規定に基づく届出の受理の証明書について、請求により同規則で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p>	

- (9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書
その他受理した書類の閲覧 350円
- (10) 削除
- (11) 貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和51年貝塚市条例第21号)第7条第1項に規定する印鑑登録証の交付 300円
- (12) 貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例第8条第2項に規定する印鑑登録証の再交付
300円
- (13) 貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例第13条の規定による印鑑登録証明書の交付
300円(通信端末機器による交付にあつては、200円)
- (14) 破産に関する証明書の交付 300円
- (15) 市税の賦課等に関する証明書の交付 300円(通信端末機器による交付にあつては、
200円)
- (16) 固定資産に関する証明書の交付 300円
- (17) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10に規定する納税証明書の交付 300円
- (18) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用
する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査 1両につき750円
- (19) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条又は第42条第1項に規定する個
人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであること
についての証明の申請に対する審査 1,300円
- (20) 地方自治法第260条の2第12項に規定する証明書の交付 300円
- (21) 地区、町名又は地番に関する証明書の交付 300円
- (22) 優良宅地造成の認定の申請に対する審査 次に定める宅地造成の面積の区分に応
じ、当該次に定めるところによる。
- | | | |
|---|-----------------------------------|------------|
| ア | 1,000平方メートル未満のとき。 | 100,000円 |
| イ | 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 | 150,000円 |
| ウ | 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 | 230,000円 |
| エ | 6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 | 310,000円 |
| オ | 10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。 | 460,000円 |
| カ | 30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。 | 600,000円 |
| キ | 60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。 | 780,000円 |
| ク | 100,000平方メートル以上のとき。 | 1,000,000円 |
- (23) 優良住宅新築の認定の申請に対する審査 次に定める新築住宅の床面積の合計の区
分に応じ、当該次に定めるところによる。
- | | | |
|---|-----------------------------------|---------|
| ア | 100平方メートル以下のとき。 | 6,200円 |
| イ | 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 | 8,600円 |
| ウ | 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 | 13,000円 |
| エ | 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 | 35,000円 |
| オ | 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき。 | 43,000円 |
| カ | 50,000平方メートルを超えるとき。 | 58,000円 |
- (24) 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の認定の申請に対する
審査 31,000円
- (25) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の認定の申請に対する審査 32,000円
- (26) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項の認定の申請に対する審査 24,000円
- (27) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申
請のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行われるも
のに対する審査 次に定める開発区域の面積の区分に応じ、当該次に定めるところによ

- る。
- ア 1,000平方メートル未満のとき。10,000円
- イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。26,000円
- ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。51,000円
- エ 6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。100,000円
- オ 10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。150,000円
- カ 30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。210,000円
- キ 60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。260,000円
- ク 100,000平方メートル以上のとき。360,000円
- (28) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請又は同法第34条の2第1項に規定する協議の申出のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行われるものに対する審査 次に定める開発区域の面積の区分に応じ、当該次に定めるところによる。
- ア 1,000平方メートル未満のとき。15,000円
- イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。36,000円
- ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。77,000円
- エ 6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。140,000円
- オ 10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。240,000円
- カ 30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。320,000円
- キ 60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。400,000円
- ク 100,000平方メートル以上のとき。560,000円
- (29) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請又は同法第34条の2第1項に規定する協議の申出のうち、前2号に規定する目的以外の目的で行われるものに対する審査 次に定める開発区域の面積の区分に応じ、当該次に定めるところによる。
- ア 1,000平方メートル未満のとき。100,000円
- イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。150,000円
- ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。230,000円
- エ 6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。310,000円
- オ 10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。460,000円
- カ 30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。600,000円
- キ 60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。780,000円
- ク 100,000平方メートル以上のとき。1,000,000円
- (30) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請又は同法第35条の2第4項において準用する第34条の2第1項の規定に基づく変更協議の申出に対する審査 次に掲げる額を合算した額(ただし、その額が1,000,000円を超える場合は、その手数料の額を1,000,000円とする。)
- ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前3号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前3号に規定する額
- ウ その他の変更については、12,000円
- (31) 都市計画法第37条ただし書の規定に基づく同条第1号に該当するときの建設又は建

- 築の承認の申請に対する審査 2,000円
- (32) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 次に定めるところによる。
- ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が10,000平方メートル未満のとき。2,100円
- イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が10,000平方メートル以上のとき。3,200円
- ウ その他の目的で行う開発行為であるとき。21,000円
- (33) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき510円
- (34) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく書面の交付次に定めるところによる。
- ア 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付 4,800円
- イ 都市計画法第53条第1項の建築許可を受けた証明 980円
- (35) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく工事の許可の申請又は同法第11条に規定する協議の申出に対する審査 次に定める切土又は盛土をする土地(以下次号において「切土等の土地」という。)の面積の区分に応じ、当該次に定めるところによる。
- ア 500平方メートル以下のとき。13,000円
- イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき。23,000円
- ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。33,000円
- エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき。51,000円
- オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。73,000円
- カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき。120,000円
- キ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき。180,000円
- ク 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき。270,000円
- ケ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき。360,000円
- コ 100,000平方メートルを超えるとき。460,000円
- (36) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく工事の変更許可の申請又は同法第12条第3項において準用する第11条の規定に基づく変更協議の申出に対する審査 次に掲げる額を合算した額(ただし、その額が460,000円を超える場合は、その手数料の額は、460,000円とする。)
- ア 切土等の土地に係る宅地造成に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、切土等の土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土等の土地の面積、切土等の土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土等の土地の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- イ 新たに切土等の土地を編入する宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入する切土等の土地の面積に応じ、前号に規定する額
- ウ その他の変更については、12,000円
- (37) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定に基づく書面の交付 次に定めるところによる。
- ア 宅地造成等規制法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証

- する書面の交付 4,800円
- イ 宅地造成等規制法第8条第1項又は同法第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面の交付 980円
- (38) 大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項の許可申請に対する審査 次に定めるところによる。
- ア アドバルーン 1個につき650円
- イ 広告幕 1枚につき350円
- ウ 立看板 1枚につき200円
- エ はり紙又ははり札 100枚(100枚に満たない端数は100枚とする。)につき250円
- オ 広告塔又は広告板(広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。)
- (ア) 2平方メートル未満のもの 1件につき450円
- (イ) 2平方メートル以上5平方メートル以下のもの 1件につき1,000円
- (ウ) 5平方メートルを超えるもの 1件につき1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートル(5平方メートルに満たない端数は5平方メートルとする。)ごとに1,000円を加算した額
- (39) 市が所有する土地その他市の管理に属する公共施設の境界の明示 1筆につき3,000円
- (40) 営業に関する証明書の交付 300円
- (41) 埋葬、火葬又は改葬に関する証明書の交付 300円
- (42) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定する浄化槽清掃業の許可 6,000円
- (43) 貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則(平成5年貝塚市規則第12号)第10条に規定する許可業者の従業者証の交付 300円
- (44) 貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則第11条に規定する許可業者の従業者証の再交付 300円
- (45) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。) 1頭につき3,000円
- (46) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付 550円
- (47) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付 1,600円
- (48) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付 340円
- (49) 貝塚市火災予防条例(昭和37年貝塚市条例第24号)第47条の規定に基づく容量10,000リットル未満のタンクに係る水張検査 6,000円
- (50) 貝塚市火災予防条例第47条の規定に基づく水圧検査 次に定めるタンクの容量の区分に応じ、当該次に定めるところによる。
- ア 600リットル未満 6,000円
- イ 600リットル以上10,000リットル未満 11,000円
- (51) 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定による承認の申請に対する審査 5,400円
- (52) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可の申請に対する審査 別表第1に定めるところによる。
- (53) 消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可の申請に対する審査 別表第2に定

- めるところによる。
- (54) 消防法第11条第5項本文の規定による完成検査 別表第3に定めるところによる。
- (55) 消防法第11条第5項ただし書の規定による承認の申請に対する審査 5,400円
- (56) 消防法第11条の2第1項の規定による完成検査前の検査 次に定めるところによる。
- ア 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係るもの 別表第4に定めるところによる。
- イ 消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可に係るもの 別表第5に定めるところによる。
- (57) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査 別表第6に定めるところによる。
- (58) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定に係るもの 別表第7に定めるところによる。
- (59) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定に係るもの 別表第8に定めるところによる。
- (60) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定に係るもの 別表第9に定めるところによる。
- (61) 火災及び風水害による被害に関する証明書の交付 300円
- (62) 文書の受理に関する証明書の交付 300円
- (63) 公簿、公文書又は図面に関する証明書の交付 1枚につき300円
- (64) 公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付 300円
- (65) 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条に規定する保険料に係る納付証明書の交付 300円
- (66) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定等の申請に対する審査 別表第10に定めるところによる。
- (67) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 3,400円
- (68) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の更新 3,400円
- (69) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定に基づく登録票の再交付 3,400円
- (70) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 239,500円
- (71) 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 187,300円
- (72) 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る変更許可の申請に対する審査 119,900円
- (73) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査 93,200円
- (74) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併又は分割の承認の申請に対する審査 93,200円
- (75) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 93,200円
- (76) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査 33,900円
- (77) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更認可の申請に対する審査 15,000円

- (78) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査 52,000円
 - (79) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更認可の申請に対する審査 33,000円
 - (80) 前各号に定めのない事項に関する証明書の交付 300円
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、年金又は恩給の受給権に関する住民票記載事項証明は、無料とする。
- (計量単位、加算額等)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の規定については、1世帯ごとに1件として計算する。

2 前条第1項第3号の規定については、1戸籍ごとに1件として計算する。

3 前条第1項第15号及び第16号の規定については、種類又は年度ごとに1枚を1件として計算する。

4 前条第1項第17号の規定については、税目及び年度ごとに1件として計算する。

5 前条第1項第39号に規定する境界の明示を行う場合において、一の明示書に2筆以上の土地に係る明示を併せて行うときは、同号に規定する金額に、土地1筆を増すごとに600円を加算する。

6 前3項に定めるもののほか、2以上の事項について一括して証明書を交付する場合は、それぞれ1事項ごとに前条第1項各号の規定を適用する。

7 同一事項の証明について同時に2通以上の請求があるときは、1通ごとに1件とする。

8 同一事項の証明について数人を列記して請求があるときは、1人ごとに1件とする。ただし、数人を列記して交付すべきものについては、この限りでない。

(証明とみなすもの)

第4条 奥書、認証その他の行為で文書をもって事実を認証するものは、第2条各号に掲げる証明とみなして手数料を徴収するものとする。

備考

設定年月日

令和5年6月29日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 21

担当部署: 各課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	納入金に係る延滞金の徴収に関する条例 第3条第1項		
例規番号	昭和39年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び附則第2項の規定による。 (延滞金)</p> <p>第3条 納入金について法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、当該納入金に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 市長は、納入者が納入金の納付限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 各課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	過料に関する条例 第2条及び第3条		
例規番号	平成11年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (分担金等に関する罰則)</p> <p>第2条 市長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する他の条例の規定に違反した者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>第3条 市長は、詐欺その他不正の行為により、他の条例に規定する分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	分担金等の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例 第2条		
例規番号	昭和31年条例第345号		
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (分担金等を徴収する者の範囲)</p> <p>第2条 市は、事業によつて利益を受ける者(以下「受益者」という。)からこの条例の定めるところにより分担金等を徴収する。 (分担金等の額)</p> <p>第3条 分担金等の総額は、別表の左欄に掲げる事業に要する費用に、それぞれ同表の右欄に掲げる比率に乗じて得た額とする。</p> <p>第4条 各受益者から徴収する分担金等の額は、事業ごとの分担金等の総額をその受益者の受益限度に応じて按分して得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市林道事業及び林道災害復旧事業分担金条例 第2条		
例規番号	昭和56年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (分担金を徴収する者の範囲)</p> <p>第2条 市は、事業によつて利益を受ける者(以下「受益者」という。)からこの条例の定めるところにより分担金を徴収する。 (分担金総額)</p> <p>第3条 分担金の総額は、別表の左欄に掲げる事業に要する費用に、それぞれ同表の右欄に掲げる比率を乗じて得た額とする。 (分担金)</p> <p>第4条 各受益者に賦課する分担金の額は、事業ごとの分担金総額をその受益者の受益限度に応じて按分して得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	使用料の徴収																															
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例 第5条第1項																															
例規番号	昭和56年条例第15号																															
<p>【基準】</p> <p>第5条及び貝塚市設店舗条例施行規則第4条の規定による。 (使用料及び敷金)</p> <p>第5条 店舗の使用料は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条の規定に基づく家賃の算出方法に準じて算出した額の範囲内において、市長が定めるものとする。</p> <p>2 店舗の敷金は、使用開始の時の使用料の2月分に相当する額とする。</p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による店舗の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>号数</th> <th>使用料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">貝塚市設 東店舗</td> <td>貝塚市東112番地</td> <td>中層耐火 (改良住宅に併設)</td> <td>1号～5号</td> <td rowspan="7">5,700</td> </tr> <tr> <td>貝塚市東133番地2</td> <td>中層耐火 (改良住宅に併設)</td> <td>6号～8号</td> </tr> <tr> <td>貝塚市東126番地21</td> <td>耐火構造 (平家)</td> <td>9号～11号</td> </tr> <tr> <td>貝塚市東130番地</td> <td>中層耐火 (改良住宅に併設)</td> <td>12号～14号</td> </tr> <tr> <td>貝塚市東121番地2</td> <td>中層耐火 (改良住宅に併設)</td> <td>15号～18号</td> </tr> <tr> <td>貝塚市海塚14番地1</td> <td>中層耐火 (改良住宅に併設)</td> <td>19号～22号</td> </tr> <tr> <td>貝塚市東126番地8</td> <td>耐火構造 (平家)</td> <td>23号・24号</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	構造	号数	使用料月額 (円)	貝塚市設 東店舗	貝塚市東112番地	中層耐火 (改良住宅に併設)	1号～5号	5,700	貝塚市東133番地2	中層耐火 (改良住宅に併設)	6号～8号	貝塚市東126番地21	耐火構造 (平家)	9号～11号	貝塚市東130番地	中層耐火 (改良住宅に併設)	12号～14号	貝塚市東121番地2	中層耐火 (改良住宅に併設)	15号～18号	貝塚市海塚14番地1	中層耐火 (改良住宅に併設)	19号～22号	貝塚市東126番地8	耐火構造 (平家)	23号・24号
名称	位置	構造	号数	使用料月額 (円)																												
貝塚市設 東店舗	貝塚市東112番地	中層耐火 (改良住宅に併設)	1号～5号	5,700																												
	貝塚市東133番地2	中層耐火 (改良住宅に併設)	6号～8号																													
	貝塚市東126番地21	耐火構造 (平家)	9号～11号																													
	貝塚市東130番地	中層耐火 (改良住宅に併設)	12号～14号																													
	貝塚市東121番地2	中層耐火 (改良住宅に併設)	15号～18号																													
	貝塚市海塚14番地1	中層耐火 (改良住宅に併設)	19号～22号																													
	貝塚市東126番地8	耐火構造 (平家)	23号・24号																													
備考																																
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日																													

ID: 33

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例 第9条第1項		
例規番号	昭和56年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用許可の取り消し)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、店舗の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに引き続き30日以上休業したとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 使用者が失火、その他の過失により店舗に著しい損傷を与えたとき。</p> <p>(4) 使用者が使用開始後市内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用の許可を取り消された者は、すみやかに当該店舗を明け渡さなければならない。この場合において店舗を明け渡すことにより生ずるすべての損害は、使用者において負担しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例 第10条第3項		
例規番号	平成13年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (報告等)</p> <p>第10条 市長は、指定企業の決定又は奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、企業等に対して報告を求め、又は職員をしてその事務所その他関係のある場所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定に基づく報告、検査等により是正の必要があると認めるときは、指定企業に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	決定の取消し及び返還命令		
例規名 根拠条項	貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例 第11条		
例規番号	平成13年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (決定の取消し及び返還)</p> <p>第11条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定企業の決定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条に規定する遵守義務に違反したとき。</p> <p>(2) 関係法令に違反し、又は前条第3項に基づく市長の命令に従わないとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合は、指定企業に既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第4条第1項		
例規番号	平成30年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、ドローン・クリケットフィールドの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第5条		
例規番号	平成30年条例第13号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例施行規則 第10条		
例規番号	平成30年規則第13号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入場の制限等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起させる行為をした者又はそのおそれがある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はそのおそれのある物品を携帯する者</p> <p>(3) 施設、附属設備その他備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある者</p> <p>(4) 次条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、ドローン・クリケットフィールドの管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	貝塚市ラブホテル建築の規制に関する条例 第5条		
例規番号	昭和57年条例第23号		
【基準】 第5条の規定による。 (措置命令) 第5条 市長は、前2条に違反して、ラブホテルを建築しようとする者に対して当該工事の施行の中止を命じ、又は、建築した者に対して、当該建築物の改善を命じることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成25年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除去その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 市長は、前項の規定により許可を変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは必要な措置を執ることを命じようとするときは、貝塚市行政手続条例(平成8年貝塚市条例第30号)第13条第1項の規定による意見陳述の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により必要な措置を執ることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、告示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第28条及び第29条(第43条において準用する場合及び第45条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第28条及び第29条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による市長の指示に従わない場合 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した場合 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた場合</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第36条第1項及び第2項(第43条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第36条の規定による。 (使用料)</p> <p>第36条 第20条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、貝塚市行政財産使用料条例(昭和40年貝塚市条例第12号)の例により算定した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 使用料は、許可の際徴収する。ただし、許可の期間が複数会計年度にわたるものについては、初年度分については許可の際に、次年度以降の分については毎年度当初に、当該年度分をそれぞれ徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第42条第1項(第43条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第42条の規定による。</p> <p>(検査)</p> <p>第42条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について職員に必要な検査をさせ、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。</p> <p>2 使用者等は、前項の規定による検査を拒むことができない。</p> <p>3 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの要求があったときは、これを提示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第51条第1項		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第51条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第51条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき。</p> <p>(2) 第46条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。</p> <p>2 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第53条		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】 第53条の規定による。 (過料) 第53条 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	シェルシアター条例 第5条		
例 規 番 号	平成24年条例第16号		
【基準】			
第5条の規定による。 (許可の取消等)			
第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。			
(1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。			
(2) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。			
(3) その他管理上支障があるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 5 年 6 月 29 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第6条		
例規番号	平成24年条例第16号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	入場料の徴収		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第13条		
例規番号	平成24年条例第16号		
【基準】 第13条の規定による。 (入場料) 第13条 市長は、特別の催しを行う場合は、別に定める入場料を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例施行規則 第10条		
例規番号	平成24年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入場等の制限等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、附属設備その他備品を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画三ツ松地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例施行規則 第3条		
例規番号	平成20年規則第18号		
【基準】 第3条の規定による。 (許可の取り消し) 第3条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画三ツ松地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例施行規則 第13条第2項		
例規番号	平成20年規則第18号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (会場の秩序の保持)</p> <p>第13条 議長は、会場内を整理するため、又は会場内の秩序を保持するために必要があると認めるときは、関係者又は傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場内の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例 規 番 号	平成23年規則第28号		
【基準】 第3条の規定による。 (許可の取り消し) 第3条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年6月29日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 75

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第13条第2項		
例規番号	平成23年規則第28号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (会場の秩序の保持)</p> <p>第13条 議長は、会場内を整理するため、又は会場内の秩序を保持するために必要があると認めるときは、関係者又は傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場内の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	令和2年規則第48号		
【基準】 第3条の規定による。 (許可の取消し) 第3条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第13条第2項		
例規番号	令和2年規則第48号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (会場の秩序の保持)</p> <p>第13条 議長は、会場内を整理するため、又は会場内の秩序を保持するために必要があると認めるときは、関係者又は傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場内の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR東貝塚駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	平成30年規則第28号		
【基準】 第3条の規定による。 (許可の取消し) 第3条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR東貝塚駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第13条第2項		
例規番号	平成30年規則第28号		
【基準】			
第13条の規定による。 (会場の秩序の保持)			
第13条 議長は、会場内を整理するため、又は会場内の秩序を保持するために必要があると認めるときは、関係者又は傍聴人の数を制限することができる。			
2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場内の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画せんごくの杜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	平成31年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第3条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画せんごくの杜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第13条第2項		
例規番号	平成31年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (会場の秩序の保持)</p> <p>第13条 議長は、会場内を整理するため、又は会場内の秩序を保持するために必要があると認めるときは、関係者又は傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場内の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	入居の決定又は承認の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第9条		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (入居の決定又は承認の取消し)</p> <p>第9条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定又は承認を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により入居の決定又は承認を得たとき。 (2) 前条に規定する入居手続をしないとき。 (3) 正当な事由がなく指定された期日までに入居しないとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第18条第1項
例規番号	平成9年条例第27号
<p>【基準】</p> <p>第13条から第16条まで及び第18条の規定による。 (公営住宅の家賃の決定)</p> <p>第13条 公営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、第17条第2項又は第7項の規定により認定された収入(同条第5項(第8項において準用する場合を含む。))により更正された場合には、その更正後の収入。次条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(第17条第6項の規定により収入の申告を免除した場合を除く。)において、市長が法第34条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が定める。 (改良住宅の家賃の決定)</p> <p>第14条 改良住宅の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第2条第4号の第二種公営住宅に係る旧法第12条及び第13条の規定による家賃の決定の例により算出した家賃の限度となる額(以下「限度額」という。)以下で、毎年度、第17条第2項又は第7項の規定により認定された収入に基づき、令第2条の規定による家賃の算定方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(第17条第6項の規定により収入の申告を免除した場合を除く。)において、市長が法第34条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃の額は、限度額に相当する額とする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の家賃の算定について準用する。 (その他住宅の家賃の決定)</p> <p>第15条 その他住宅の家賃は、その設置目的等を考慮して、市長が定める。 (家賃の特例)</p> <p>第16条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃の額が従前の公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第23条第1項又は第25条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>2 市長は、法第44条第3項(改良法第29条で準用する場合を含む。)の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃の額が従前の市営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第14条第1項、第23条第1項又は第25条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	

(家賃の納付)

第18条 入居者は、入居の承認を受けた日から市営住宅等の賃貸借関係が終了する日(当該入居者が第30条第1項第1号の規定による届出を行わずに当該市営住宅等を退去した場合にあっては、市長が認定する日。以下同じ。)までの間に係る家賃を納付しなければならない。

2 家賃は、毎月分を市長が定める日までに納付しなければならない。

3 入居の承認を受けた日又は賃貸借関係が終了した日が月の中途である場合は、その月の家賃は、日割計算によるものとする。

備考

設定年月日

令和5年6月29日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 89

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収											
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第23条第1項											
例規番号	平成9年条例第27号											
<p>【基準】</p> <p>第23条及び貝塚市営住宅条例施行規則第17条の規定による。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第23条 第21条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項又は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が、期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明け渡しの日までの期間)、毎月の家賃として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。</p> <p>(1) 公営住宅 収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する方法により算出した額</p> <p>(2) 改良住宅 収入超過者の収入を勘案し、限度額の1.8倍に相当する額以下で市長が定める額</p> <p>2 第18条及び第20条の規定は、前項の家賃について準用する。</p> <p>(改良住宅に係る収入超過者に対する家賃)</p> <p>第17条 条例第23条第1項第2号に規定する市長が定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額(当該額が条例第14条第1項に定める限度額と同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居者の収入</th> <th>算定方法</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>158,000円を超え191,000円以下の 場合</td> <td>令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に定める方法</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>191,000円を超える場合</td> <td>令第8条第2項に定める方法</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table>				入居者の収入	算定方法	倍率	158,000円を超え191,000円以下の 場合	令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に定める方法	1.5	191,000円を超える場合	令第8条第2項に定める方法	1.8
入居者の収入	算定方法	倍率										
158,000円を超え191,000円以下の 場合	令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に定める方法	1.5										
191,000円を超える場合	令第8条第2項に定める方法	1.8										
備考												
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日									

ID: 90

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第25条第1項		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第25条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第25条 第21条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が、期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明け渡しの日までの期間)、毎月の家賃として、近傍同種の住宅の家賃に相当する額を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第18条の規定は、第1項の家賃について、第20条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭について、それぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第33条第1項		
例規番号	平成9年条例第27号		
【基準】			
第33条及び貝塚市営住宅条例施行規則第25条の規定による。			
(駐車場の使用料)			
第33条 市営住宅の敷地の一部を駐車場として使用させるときの使用料は、償却費、維持管理費等を基準として、近隣の駐車場料金等を勘案し、市長が別に定める。			
2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。			
(駐車場の使用料)			
第25条 条例第33条第1項に規定する駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。			
	名称	使用料月額	
	貝塚市営沢団地住宅駐車場	5,000円	
	貝塚市営脇浜団地住宅駐車場	舗装済区画に係るもの5,000円	
		未舗装区画に係るもの2,500円	
	貝塚市営東団地住宅駐車場	5,000円	
	貝塚市営近義川団地住宅駐車場	2,500円	
	貝塚市営橋本団地住宅駐車場	2,500円	
	貝塚市営第2橋本団地住宅駐車場	2,500円	
	貝塚市営三ツ松団地住宅駐車場	2,500円	
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第35条		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第35条の規定による。 (過料)</p> <p>第35条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れた場合は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める金額の過料を科する。</p> <p>(1) 家賃 徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の金額</p> <p>(2) 敷金 50,000円以下の金額</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第37条第1項		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第37条の規定による。 (社会福祉法人等に対する使用料等)</p> <p>第37条 前条の規定により公営住宅の使用の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前条の使用の許可に係る使用期間中、徴収するものとする。</p> <p>3 社会福祉法人等は、使用の許可を受けた日における3月分の使用料に相当する額の保証金を、市長の指定する日までに納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第39条		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第39条の規定による。 (社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第36条に規定する許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成16年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (占用料)</p> <p>第6条 市長は、占用許可を受けた者(以下「占有者」という。)から、占用料を徴収する。</p> <p>2 前項の占用料の額、徴収方法及び還付については、この条例に定めるもののほか、貝塚市道路占用条例(平成12年貝塚市条例第13号)の規定の例による。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第13条		
例規番号	平成16年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 占用許可の条件に違反した者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により占用許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対して、前項の規定による処分を行い、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 占用許可に係る行為又は工作物その他の物件が法定外公共物の維持管理に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(2) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第16条		
例規番号	平成16年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。 (過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 占用許可を受けないで、第4条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第10条第2項の規定に違反し、同項に規定する届出をしなかった者</p> <p>(4) 第11条の許可を受けないで、占用許可を受けた事項を変更する行為をした者</p> <p>(5) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例施行規則 第6条第2項		
例規番号	平成16年規則第34号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 （工事の完了検査等）</p> <p>第6条 占用許可に係る工事を施行した占用者は、当該工事が完了したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、当該工事が法定外公共物の構造又は機能に著しい支障を及ぼすおそれのない軽易なものと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する検査の結果、法定外公共物の復旧状態その他工事の施行に欠陥があると認めるときは、工事の再施行その他法定外公共物の管理上必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第23条第1項		
例規番号	昭和35年条例第413号		
【基準】	<p>第23条及び附則第4条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第23条 保険料の納付義務者は、納期限後に保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第23条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	保険料の減免の取消し等
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第25条第4項
例規番号	昭和35年条例第413号
<p>【基準】</p> <p>第25条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、その申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(3) その他特別の理由のある者</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限まで(市長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。)に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 市長は、保険料の減免の理由が消滅したと認めるときは、前項の規定による申告の有無にかかわらず、保険料の減免を取り消し、又はその内容を変更することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第27条から第29条まで		
例規番号	昭和35年条例第413号		
<p>【基準】</p> <p>第27条から第30条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第27条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第28条 市長は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第29条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第30条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	一部負担金の減免又は徴収猶予の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険に関する規則 第18条第1項		
例規番号	平成30年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。 (一部負担金の減免又は徴収猶予の取消し等)</p> <p>第18条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その措置を変更し、取り消し、又は当該一部負担金の全部若しくは一部を一時に徴収する。</p> <p>(1) 一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該措置を変更する必要があると認められるとき、又は当該措置を行う必要がなくなったと認められるとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正の行為があったと認められるとき。</p> <p>2 市長は、前項の場合には、その旨を関係者に通知する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市介護保険条例 第16条第1項		
例規番号	平成12年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第16条及び附則第7条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第16条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が1,000円以上(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントとする。)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法第20条の4の2第5項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市介護保険条例 第21条から第24条まで		
例規番号	平成12年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第21条から第25条までの規定による。</p> <p>第21条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第22条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第23条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第24条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他この条例の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第25条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び附則第2項の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、納入者が納入金の納付期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第7条から第9条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第7条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 健康福祉部 健康推進課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立保健センター条例施行規則 第5条		
例規番号	平成7年規則第44号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) センターを利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) センターを利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 健康福祉部 健康推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立休日急患診療所条例 第3条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用料)</p> <p>第3条 診療を受けようとする者は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定める算定方法により算定する額又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準の算定方法により算定する額の使用料を納付しなければならない。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 健康福祉部 健康推進課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立休日急患診療所条例 第4条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び貝塚市立休日急患診療所条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 診断書及び証明書の交付を受けようとする者は、手数料として1通につき1,000円の範囲内において市長が定める額を納付しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 条例第4条に規定する市長が定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診断書 1通につき 1,000円</p> <p>(2) 証明書</p> <p>ア 簡易なもの 1通につき 500円</p> <p>イ 複雑なもの 1通につき 1,000円</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の徴収			
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第3条			
例規番号	昭和28年条例第247号			
【基準】				
第3条の規定による。 (使用料)				
第3条 墓地の使用の許可を受けた者は、次の表に掲げる区分により使用料を前納しなければならない。				
	地区	区分	面積	金額
第1地区	貝塚市橋本955番地2	1区	平方メートル 1.4	500円
	同 959番地			
	同 964番地2			
	同 965番地2			
	同 967番地1			
第2地区	貝塚市橋本955番地1	1区	平方メートル 1.8	8,000円
	同 955番地3			
	同 956番地1	大1区	平方メートル 3.6	25,000円
備考				
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日	

ID: 132

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例施行規則 第16条		
例規番号	昭和28年規則第109号		
【基準】			
第16条の規定による。 (使用許可の取消等)			
第16条 次の各号の一に該当するときは、墓地使用の許可を取り消し、又は地上物件の移転を命ずることがある。			
(1) 許可を得た目的外に墓地を使用したとき			
(2) 市長の許可なく使用権を承継し、若しくは他人に売買し、譲与し、又は使用場所を転貸したとき			
(3) 使用許可後、2年を経過しても墓地を使用しないとき			
(4) その他条例及びこの規則並びにこれらに基く指示命令等に違反したとき			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	永代使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第13条		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (永代使用料)</p> <p>第13条 使用者は、別表第1に定める永代使用料(以下「使用料」という。)を使用許可を受けたときに納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者が第6条の2の規定に基づき墓地の使用許可を受けた場合の永代使用料の額は、使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	管理料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第13条の2		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の2の規定による。 (管理料)</p> <p>第13条の2 使用者は、別表第1に定める管理料を毎年度納付しなければならない。ただし、使用許可を受けた年度における当該年度の管理料の額は、別表第2に定める区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第17条第1項		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第17条 使用者が次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。</p> <p>(2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 偽り、その他不正な行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(4) 許可を受けた日から5年を経過してもなお使用しないとき。ただし、碑表、巻石等を設けた場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、速やかに原状に回復し、返還しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により使用許可を取り消された者が前項の措置を行わないときは、市長において墓石その他の物件を改葬し、又は移転することができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転する場合に要する費用を第1項の規定により使用許可を取り消された者から徴収することができる。この場合において、第14条第1項ただし書の規定による返還金があるときは、これを充当するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市東浄苑条例 第4条		
例 規 番 号	令和3年条例第9号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用料) 第4条 墓地の使用の許可を受けた者は、1区画につき10万円の使用料を前納しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年6月29日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例施行規則 第13条		
例規番号	令和3年規則第11号		
【基準】			
第13条の規定による。 (使用許可の取消し等)			
第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用の許可を取り消し、又は墓石その他の物件の移転を命ずることができる。			
(1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。			
(2) 市長の許可なく使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。			
(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。			
(4) 許可を受けた日から2年を経過しても墓地を使用しないとき。			
(5) 法令、条例若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市営葬儀条例 第5条		
例規番号	昭和27年条例第220号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び貝塚市営葬儀条例施行規則第7条の規定による。 (種別及び使用料)</p> <p>第5条 葬儀の種別及び使用料は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者の使用料については、同法によりその者が受けるべき葬祭扶助の額とする。</p> <p>(一部使用料)</p> <p>第7条 条例第4条第1項各号に規定する葬儀の一部を行おうとする者に係る使用料は、条例第5条の使用料にかかわらず、別表第6の区分に応じた料金とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	行為禁止命令		
例規名 根拠条項	貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第18条の3第3項		
例規番号	平成5年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の3の規定による。 (資源物の所有権等)</p> <p>第18条の3 前条の規定により市の所有するごみ集積所に適正に排出された一般廃棄物のうち、資源物(再生利用することを目的として分別された家庭系廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の所有権は、市に帰属するものとする。</p> <p>2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>3 市長は、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、当該者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	一般廃棄物取扱手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第19条第1項		
例規番号	平成5年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (一般廃棄物取扱手数料)</p> <p>第19条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し一般廃棄物取扱手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表に定めるところにより計算して得た額(次項に定めるものを除く。)に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 犬猫等の死体</p> <p>(2) 特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 粗大ごみ(45リットル袋相当量を超える廃棄物をいう。以下同じ。)及び不燃ごみ(主たる構造が金属、鋳物、陶磁器、ガラスその他これらに類するもの及び通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具(特定家庭用機器廃棄物を除く。)が廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 家庭系可燃ごみ(家庭系廃棄物のうち前2号に掲げるもの及び分別収集対象廃棄物その他の規則で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>4 手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 複数課

処分の概要	一般廃棄物処理業等の許可申請手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第21条第1項		
例規番号	平成5年条例第18号		
【基準】			
第21条の規定による。 (一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)			
第21条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、別に条例で定める額の手数料を納付しなければならない。			
2 既納の手数料は返還しない。			
備考			
【共通担当部署】			
市民生活部 廃棄物対策課			
市民生活部 環境衛生課			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	産業廃棄物取扱手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第23条(第19条第1項の準用)		
例規番号	平成5年条例第18号		
【基準】			
第19条及び第23条の規定による。 (一般廃棄物取扱手数料)			
第19条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し一般廃棄物取扱手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。			
2 前項に規定する手数料の額は、別表に定めるところにより計算して得た額(次項に定めるものを除く。)に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。			
3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、別表に定めるところによる。			
(1) 犬猫等の死体			
(2) 特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。)			
(3) 粗大ごみ(45リットル袋相当量を超える廃棄物をいう。以下同じ。)及び不燃ごみ(主たる構造が金属、鋳物、陶磁器、ガラスその他これらに類するもの及び通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具(特定家庭用機器廃棄物を除く。)が廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)			
(4) 家庭系可燃ごみ(家庭系廃棄物のうち前2号に掲げるもの及び分別収集対象廃棄物その他の規則で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)			
4 手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。 (産業廃棄物取扱手数料等)			
第23条 第18条の2並びに第19条第1項、第2項及び第4項の規定は、前条の規定により市が処理する産業廃棄物について準用する。この場合において、第18条の2中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第19条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条」とあるのは「法第13条第2項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替え、第19条第4項中「数量及び人員」とあるのは「数量」と読み替え、別表中「事業系一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替える。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 第7条		
例規番号	平成17年規則第13号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物再生利用業の指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 第3条各号に規定する一般廃棄物再生利用業の指定の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により一般廃棄物再生利用業の指定を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 都市整備部 道路整備課

処分の概要	費用の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市自転車等の放置防止に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成9年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第12条 市長は、前2条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したときは、それらに要した費用を当該自転車等の利用者等から当該自転車等の引き取りの際に徴収するものとする。</p> <p>2 前項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 自転車 1台につき2,000円</p> <p>(2) 原動機付自転車 1台につき3,000円</p> <p>3 市長は、特別の理由のため必要があると認める場合は、前2項に規定する費用の徴収を免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 都市整備部 道路整備課

処分の概要	勧告履行命令		
例規名 根拠条項	貝塚市放置自動車の適正な処理に関する条例 第6条第2項		
例規番号	平成17年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (勧告及び命令)</p> <p>第6条 市長は、市有地等(不特定又は多数の者の利用に供されているものに限る。)において、第4条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	勧告履行命令
例規名 根拠条項	貝塚市空き家等対策の推進に関する条例 第11条第3項
例規番号	平成24年条例第1号
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。</p> <p>(管理不全な状態である空き家等に対する措置)</p> <p>第11条 市長は、管理不全な状態である空き家等の所有者等に対し、当該管理不全な状態である空き家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない管理不全な状態である空き家については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該管理不全な状態である空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。</p> <p>6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。</p> <p>8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る空き家等に設置することができる。この場合においては、その所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>11 第3項の規定による命令については、貝塚市行政手続条例(平成8年貝塚市条例第30号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p>	

備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市空き家等対策の推進に関する条例 第15条		
例規番号	平成24年条例第1号		
【基準】 第15条の規定による。 (罰則) 第15条 第11条第3項の規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は、5万円以下の過料に処する。 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市民文化会館条例 第9条第1項		
例規番号	平成4年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりコスモシアターの管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市民文化会館条例 第13条第1項		
例規番号	平成4年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第13条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることかできる。</p> <p>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき、又は第11条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>(2) この条例又は規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 利用者が偽り又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(5) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による利用許可の取消し等により利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	特別の設備の設置命令		
例規名 根拠条項	貝塚市民文化会館条例 第19条第2項		
例規番号	平成4年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (特別の設備)</p> <p>第19条 利用者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けて特別の設備を設置することができる。</p> <p>2 指定管理者は、コスモシアターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により特別の設備を設けたときは、利用期間内に撤去し、原状に復さなければならない。この場合において要することとなる費用は、利用者が負担しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、利用者が前2項の義務を履行しないときは、利用者に代わって執行し、その費用を利用者から徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 市民生活部 ひと・ふれあいセンター

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市ひと・ふれあいセンター条例 第5条		
例規番号	平成14年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用者の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用すると認められるとき。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 市民生活部 ひと・ふれあいセンター

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市ひと・ふれあいセンター条例施行規則 第6条		
例規番号	平成14年規則第14号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (入館等の制限等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) センターを利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) センターを利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品などを損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 次条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第6条		
例規番号	昭和55年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用者の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第7条第1項		
例規番号	昭和55年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 福祉センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例施行規則 第6条		
例規番号	昭和55年規則第9号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。 (入館等の制限等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) センターを利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) センターを利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 次条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められる者</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第7条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。</p> <p>(2) 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。</p> <p>(3) 許可なく物品の販売又はこれに類する行為を行わないこと。</p> <p>(4) 施設を使用した後は、直ちに整理整頓し、清潔の保持に努めること。</p> <p>(5) その他市長が管理上必要と認めた指示に従うこと。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立東共同浴場条例 第4条第1項		
例規番号	平成28年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、浴場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立東共同浴場条例 第5条		
例規番号	平成28年条例第16号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 浴場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立東共同浴場条例施行規則 第5条		
例規番号	平成28年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (入館の制限等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 酒気を帯びている者</p> <p>(5) 保護者が同伴しない幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、浴場の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第7条		
例規番号	昭和28年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることがある。</p> <p>(1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前条ただし書に該当する事由が発生したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない事情により教育委員会がこれを使用する必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第8条		
例規番号	昭和28年条例第252号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、別表第1に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、法第20条の目的に沿った活動のために使用する場合は、別表第2に定めるところによる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	附属設備の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第10条の2第2項		
例規番号	昭和28年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の2及び貝塚市立公民館条例施行規則第9条の2の規定による。 (附属設備の使用)</p> <p>第10条の2 教育委員会は、使用者から特に申し出があつたときは、附属設備の使用を許可することができる。</p> <p>2 附属設備を使用した場合の使用料は、別に定める。</p> <p>3 前2条の規定は、附属設備を使用した場合の使用料に準用する。</p> <p>(附属設備の使用料)</p> <p>第9条の2 条例第10条の2第2項の使用料は、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例施行規則 第14条		
例規番号	昭和28年教育委員会規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (入館等の制限等)</p> <p>第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) 公民館を利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 公民館を利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) その他館長が適当でないと認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	会議室の使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例 第5条		
例規番号	昭和63年条例第33号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用許可の取消等) 第5条 委員会は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可を取り消し、又は会議室の使用を制限することができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例 第6条		
例規番号	昭和63年条例第33号		
【基準】 第6条の規定による。 (手数料) 第6条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、1枚につき10円の手数料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例施行規則 第7条		
例規番号	平成元年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) 図書館を利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 図書館を利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	図書館資料の利用停止等		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例施行規則 第17条		
例規番号	平成元年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第17条 館長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の利用を断わり、又は停止することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館資料を滅失し、又は損傷し、若しくは返却を怠ったとき。 (2) 図書館資料を転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき。 (3) 管理上支障があると認めたとき。 (4) 条例又はこの規則若しくは館長の指示に違反したとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市歴史展示館条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 展示館を利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 展示館を利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか、展示館の管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和 5 年 6 月 29 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第5条		
例規番号	昭和37年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第6条		
例規番号	昭和37年条例第2号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用する場合は、別表第2に定めるところによる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和44年教育委員会規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (入館等の制限等)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。</p> <p>(1) センターを利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) センターを利用する者の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められる者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例 第4条第1項		
例規番号	平成28年条例第34号		
【基準】			
第4条の規定による。 (許可の取消し等)			
第4条 委員会は、野外広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。			
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。			
(2) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。			
(3) その他委員会が特に必要があると認めるとき。			
2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に生じた損害については、委員会は、その賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例 第5条		
例規番号	平成28年条例第34号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 使用者は、使用時間1時間につき300円の使用料を前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例施行規則 第10条		
例規番号	平成28年教育委員会規則第10号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入場の制限等)</p> <p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 施設、附属設備その他備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 次条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、野外広場の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第6条		
例規番号	平成4年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第6条 委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例に違反し、又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 公安若しくは風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 館長その他職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第7条		
例規番号	平成4年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、集会室及び多目的室について、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用する場合は、別表第2に定めるところによる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例施行規則 第9条		
例規番号	平成4年教育委員会規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (入館の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号の一に該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、附属設備その他備品を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市営プール条例 第4条第1項		
例 規 番 号	昭和36年条例第463号		
【基準】			
第4条及び貝塚市営プール条例施行規則第6条の規定による。 (使用許可の取消等)			
第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。			
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。			
(2) 前条第1項各号に規定する事由が生じたとき。			
(3) その他委員会が適当でないと認めるとき。			
2 前項の場合において使用者に生じた損害については、委員会は、その責めを負わない。			
(使用の制限)			
第6条 条例第4条第1項第3号に規定する委員会が適当でないと認めるときは、次のとおりとする。			
(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品の類を携帯していると認めるとき。			
(2) 酒気を帯びていると認めるとき。			
(3) 保護者が同伴しない幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用しようとするとき。			
(4) その他委員会が特に必要があると認めるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年6月29日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市営プール条例 第5条		
例規番号	昭和36年条例第463号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 プールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所定の使用時間を超えてプールを使用した場合において納付すべき当該超過した時間に係る分の使用料については、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第5条第1項		
例規番号	昭和59年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前2条に規定する事由が生じたとき。</p> <p>(3) その他委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において使用者に生じた損害については、委員会は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第6条第1項		
例規番号	昭和59年条例第17号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例施行規則 第10条		
例規番号	昭和59年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入館の制限)</p> <p>第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品の類を携帯していると認めるとき。</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認めるとき。</p> <p>(3) 保護者が同伴しない幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用しようとするとき。</p> <p>(4) その他特に必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第4条第1項		
例規番号	昭和41年条例第25号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用許可の取消等)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、グラウンドの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前条に規定する事由が生じたとき。</p> <p>(3) その他委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において使用者に生じた損害については、委員会は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第5条		
例規番号	昭和41年条例第25号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 グラウンドの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和41年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (入場の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品の類を携帯していると認めるとき。</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認めるとき。</p> <p>(3) 保護者が同伴しない幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用しようとするとき。</p> <p>(4) その他特に必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第6条		
例規番号	平成5年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第6条 委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第7条		
例規番号	平成5年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料等)</p> <p>第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用する場合は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 自然遊学館資料の複写の交付を受けようとする者は、1枚につき200円の手数料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	入場料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第14条		
例規番号	平成5年条例第17号		
【基準】 第14条の規定による。 (入場料) 第14条 市長は、特別の催しを行う場合は、別に定める入場料を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例施行規則 第9条		
例規番号	平成24年教育委員会規則第4号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (入館等の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、附属設備その他備品を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、施設の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第4条第1項		
例規番号	令和2年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、交流センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第5条		
例規番号	令和2年条例第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 使用者は、使用時間1時間につき300円の使用料を前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例施行規則 第10条		
例規番号	令和2年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (入館の制限等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はそのおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はそのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 施設、附属設備その他備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある者</p> <p>(4) 次条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	保育の実施の拒否等		
例規名 根拠条項	貝塚市保育の実施に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成10年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (保育の実施の拒否等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を拒否し、又は解除し、若しくは出席を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設備その他の事情により収容能力がないとき。 (2) 児童の疾病その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 管理上必要な指示に従わないとき。 (4) 正当な事由によらず保育料を滞納したとき。 (5) その他市長が必要があると認めるとき。 			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例 第8条		
例規番号	平成5年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第8条 市長は、受給者又は受給者の保護者が受給者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例 第10条		
例規番号	平成5年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (不正利得の返還)</p> <p>第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還又は支払を請求することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 第7条		
例規番号	昭和55年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (損害賠償との調整) 第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 第9条		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (不正利得の返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還又は支払を請求することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	貝塚市立子育て支援センター条例施行規則 第6条		
例規番号	平成20年規則第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (入館の制限等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(2) 他人の迷惑となり、又はなるおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(3) 建物、附属設備その他備品を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はするおそれのある者</p> <p>(4) 前条の規定に違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認める者</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市幼児教室条例 第5条第1項		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (利用者負担額等)</p> <p>第5条 児童発達支援の利用に係る利用者負担額は、法第21条の5の4第3項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>2 第2条第2号に規定する支援の利用に係る利用者負担額は、無料とする。</p> <p>3 市長は、前2項に定めるもののほか、幼児教室が事業を行うに当たり要した費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用その他幼児教室の利用者に負担させることが適当であると市長が認める費用の実費を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 284

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	利用の停止		
例規名 根拠条項	貝塚市幼児教室条例施行規則 第9条		
例規番号	令和2年規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (利用の停止)</p> <p>第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、幼児教室の利用を停止させることができる。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症の患者となったとき、又はその疑いのあるとき。</p> <p>(2) その他市長が利用を停止させる必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	入会許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市留守家庭児童会条例 第4条		
例規番号	平成12年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (入会の不許可等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、若しくは入会の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。</p> <p>(1) 児童が第2条に規定する入会資格を有しないとき又は喪失したとき。</p> <p>(2) 保護者が次条に定める留守家庭児童会一部負担金(以下「負担金」という。)を1月以上滞納したとき。</p> <p>(3) その他児童会の管理運営上支障があると市長が認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市留守家庭児童会条例 第5条第1項		
例規番号	平成12年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (負担金)</p> <p>第5条 児童会に入会した児童の保護者は、負担金を納付しなければならない。</p> <p>2 負担金の額は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上在会している場合の2人目以降の負担金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2人目 月額3,000円</p> <p>(2) 3人目以降 月額1,500円</p> <p>3 午後6時以降において開設時間を延長した児童会の学級を利用する場合の負担金(以下「延長利用負担金」という。)の額は、児童1人につき当該利用時間1時間当たり150円とする。この場合において、当該利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。</p> <p>4 市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、延長利用負担金については、この限りではない。</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 290

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	延長保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成27年条例第13号		
【基準】	<p>第5条及び貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第2条の規定による。</p> <p>(延長保育料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、本市が設置する特定教育・保育施設から当該施設の教育・保育の時間以外の時間帯に行われる教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から規則で定める額の延長保育料を徴収するものとする。</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額 0円</p> <p>(2) 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担額 別表第1に定める額</p> <p>2 条例第5条に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。</p>		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年6月29日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	減免の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成27年規則第13号		
【基準】			
第7条の規定による。 (減免の取消し)			
第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により利用者負担額等の減免を受けた者がいると認めるときは、その減免を取り消すものとする。			
2 市長は、前項の規定により利用者負担額等の減免を取り消したときは、利用者負担額等減免取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。			
3 第1項の規定により利用者負担額等の減免を取り消された者は、当該取り消された期間に係る利用者負担額等(利用者負担額等の減額にあつては、当該減額された額)を市長が別に定める期日までに納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例 第5条第1項		
例規番号	平成28年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (保育料)</p> <p>第5条 認定こども園に入園した者(以下「園児」という。)の保護者は、法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号並びに附則第9条第1項第1号及び第2号の政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を保育料として納付しなければならない。</p> <p>2 貝塚市が定める前項の保育料の額は、貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年貝塚市条例第13号。以下「利用者負担条例」という。)第3条に規定する利用者負担額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	退園命令		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例 第6条		
例規番号	平成28年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (入園の不承認等)</p> <p>第6条 市長は、次に掲げる場合において、入園を承認せず、又は退園を命ずることができる。</p> <p>(1) 定員に余裕がない場合</p> <p>(2) 疾病その他の事由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) この条例の規定に違反した場合</p> <p>(4) 市長の指示に従わない場合</p> <p>(5) その他市長が適当でないと認める場合</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	給食費用の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例 第9条第2項		
例規番号	平成28年条例第27号		
【基準】	<p>第9条及び貝塚市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第9条の規定による。 (給食)</p> <p>第9条 認定こども園は、園児に対し、給食を実施するものとする。</p> <p>2 第3条第1項第1号に該当する園児並びに同項第2号及び第4号に該当する園児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の保護者は、規則で定める額の給食の提供に要する費用を納付しなければならない。</p> <p>(給食費用)</p> <p>第9条 条例第9条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる者 月額2,700円</p> <p>(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。) 月額4,500円</p> <p>(3) 条例第3条第1項第4号に掲げる者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 市長が別に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の当該月の1人当たりの給食の提供に要する費用の額(以下「給食費用」という。)は、当該各号に定める額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる者が月の途中において入園し、又は退園した場合 前項第1号に定める額の20分の1に相当する額に日数(当該月の途中入園日以後の開園日数又は当該月の途中退園日の前日までの開園日数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額</p> <p>(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる者が月の途中において入園し、又は退園した場合 前項第2号に定める額の25分の1に相当する額に日数を乗じて得た額</p>		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則 第8条第1項		
例規番号	平成21年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定により行われた登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第4条の規定による基準該当事業者の登録を受けたとき。</p> <p>(3) 第4条に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 特例介護給付費、特例訓練等給付費又は特例特定障害者特別給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 前条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示又は質問若しくは照会に対し、これに応じず、又は虚偽の報告若しくは回答を行ったとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、貝塚市基準該当障害福祉サービス事業者登録取消通知書(様式第7号)により当該登録事業者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	損害賠償との調整により医療費の全部又は一部を助成しない処分		
例規名 根拠条項	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例 第7条		
例規番号	昭和48年条例第31号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	贈呈の中止及び返還		
例規名 根拠条項	貝塚市長寿祝券条例 第8条		
例規番号	平成11年条例第45号		
【基準】 第8条の規定による。 (贈呈の中止及び返還) 第8条 市長は、祝券の贈呈について偽りその他不正の手段が講じられたと認める場合は、その贈呈を中止し、又は既に贈呈した祝券を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	指定催しの指定		
例規名 根拠条項	貝塚市火災予防条例 第42条の2第1項		
例規番号	昭和37年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第42条の2の規定による。 (指定催しの指定)</p> <p>第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。</p> <p>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>大規模なものとして消防長が定める要件として、大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催する催しであり、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されているものと平成27年貝塚市消防長告示第1号により定めている。</p> <p>大規模なものとして消防長が別に定める要件(平成27年貝塚市消防長告示第1号)による。 貝塚市火災予防条例(昭和37年貝塚市条例第24号)第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。</p> <p>(2) 主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市立学校施設使用条例 第6条		
例規番号	令和4年条例第10号		
【基準】			
第6条の規定による。 (許可の取消し等)			
第6条 教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。			
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。			
(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。			
(3) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。			
(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。			
(5) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立学校施設使用条例 第7条第1項ただし書		
例規番号	令和4年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 学校施設の使用料は、無料とする。ただし、体育館の空調設備を使用した場合の使用料は、30分につき500円とする。</p> <p>2 前項ただし書の使用料を計算する場合において、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼稚園条例 第5条		
例規番号	昭和30年条例第296号		
【基準】 第5条の規定による。 (保育料) 第5条 幼稚園に入園した者の保護者は、別に条例で定める額を保育料として納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 複数課

処分の概要	預かり保育に係る保育料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼稚園条例 第7条第2項		
例規番号	昭和30年条例第296号		
【基準】			
第7条及び貝塚市立幼稚園条例施行規則第10条の規定による。 (預かり保育)			
第7条 幼稚園は、預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後及び長期休業日(教育委員会 が定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。)の期間中に行う保育をいう。以下 同じ。)を実施することができる。			
2 預かり保育に係る保育料その他預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定め る。			
(預かり保育)			
第10条 条例第7条に規定する預かり保育は、次に定めるところにより実施する。			
(1) 対象者 幼稚園に在籍する園児			
(2) 保育時間 午後4時30分まで			
(3) 保育料 1日につき500円			
2 前項第3号の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認 定子ども(同法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。)である場合 の保育料の額は、前項第3号に掲げる額から450円を控除して得た額とする。			
備考			
【共通担当部署】			
子ども部 子育て支援課			
教育委員会事務局 学校教育課			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市文化財保護条例 第16条第3項		
例規番号	平成7年条例第46号		
【基準】			
第16条の規定による。 (現状変更等の制限)			
第16条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状を変更しようとする場合にあつては教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執るとき又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。			
2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。			
3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。			
4 市は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市文化財保護条例 第41条第2項(第16条第3項の準用)		
例規番号	平成7年条例第46号		
<p>【基準】</p> <p>第41条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状を変更しようとする場合にあっては教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執るとき又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合にあっては影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による許可を与える場合について準用する。</p> <p>3 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第16条第2項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 複数課

処分の概要	新設等の費用の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第7条		
例規番号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (新設等の費用負担)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 330

担当部署: 複数課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第23条		
例規番号	平成9年条例第35号		
【基準】			
第23条及び第24条の規定による。 (料金納付義務)			
第23条 料金は、使用者から徴収する。			
2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金)			
第24条 料金は、別表第1に定めるところにより計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額(以下これらを「消費税等相当額」という。)を加算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。			
備考			
【共通担当部署】			
上下水道部 上下水道営業課			
上下水道部 水道管理課			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 331

担当部署: 複数課

処分の概要	臨時使用の場合の料金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第26条第1項		
例規番号	平成9年条例第35号		
【基準】			
第26条及び貝塚市水道事業給水条例施行規程第30条の規定による。 (臨時使用の場合の料金の前納)			
第26条 次条第1項の規定にかかわらず、工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。			
2 前項に規定する料金は、水道の使用をやめたときに精算し、過不足のあるときは、還付又は追徴する。			
(臨時使用に係る前納金)			
第30条 条例第26条第1項に規定する前納金の額は、次に定めるところによる。			
(1) メーターの口径が20ミリメートル以下の場合 90,000円			
(2) メーターの口径が25ミリメートルの場合 120,000円			
(3) メーターの口径が40ミリメートル以上の場合 360,000円			
2 第1項に規定する臨時栓が設置できる期間は、6月とする。ただし、工事期間延長の申請があり、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。			
3 前項ただし書により工事期間の延長が認められた場合は、メーター設置後6月間の使用水量を計量し、条例別表第1に定める水道料金表に基づき算定して得た額を、納付しなければならない。			
備考			
【共通担当部署】			
上下水道部 上下水道営業課			
上下水道部 水道管理課			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 332

担当部署: 複数課

処分の概要	納付金の徴収																									
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第28条第1項																									
例規番号	平成9年条例第35号																									
<p>【基準】</p> <p>第28条及び貝塚市水道事業給水条例施行規程第31条の規定による。 (納付金)</p> <p>第28条 給水装置の新設及び改造工事の申込者は、第7条に定める費用のほか、メーターの口径に応じて、次の表に定めるところにより計算して得た額に消費税等相当額を加算した額を納付金として前納しなければならない。ただし、増径に係る改造工事の申込者は、増径後のメーターの口径に係る納付金の額から増径前のメーターの口径に係る納付金の額を控除して得た額を納付金として前納しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>13ミリメートル</th> <th>20ミリメートル</th> <th>25ミリメートル</th> <th>40ミリメートル</th> <th>50ミリメートル</th> <th>75ミリメートル</th> <th>100ミリメートル</th> <th>150ミリメートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付の金額 (メーター1個につき)</td> <td>100,000円</td> <td>120,000円</td> <td>200,000円</td> <td>550,000円</td> <td>820,000円</td> <td>2,400,000円</td> <td>5,400,000円</td> <td>管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 集合住宅等で各戸にメーターを設置する場合の納付金は、各戸のメーターごとに前項の規定を適用して計算して得た額の合計額とする。</p> <p>3 新たにメーターを設置しようとする者は、第1項に規定する納付金のほか、管理者が別に定める金額に消費税等相当額を加算した額を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(メーター代金)</p> <p>第31条 条例第28条第3項の規定により管理者が別に定める金額は、別表第1に定める金額とする。</p>									メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル以上	納付の金額 (メーター1個につき)	100,000円	120,000円	200,000円	550,000円	820,000円	2,400,000円	5,400,000円	管理者が別に定める額
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル以上																		
納付の金額 (メーター1個につき)	100,000円	120,000円	200,000円	550,000円	820,000円	2,400,000円	5,400,000円	管理者が別に定める額																		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>																									
設定年月日	令和5年6月29日				最終変更年月日	年 月 日																				

ID: 334

担当部署: 複数課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第29条第1項
例規番号	平成9年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第29条及び貝塚市水道事業給水条例施行規程第32条の規定による。 (手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計手数料 (2) 設計審査手数料(材料の確認を含む。) (3) 工事検査手数料 (4) 指定手数料 (5) 指定更新手数料 (6) 指定証書再交付手数料 (7) 再開栓手数料 (8) 証明手数料 (9) 道路占用及び掘削申請手数料 <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費額を徴収する。</p> <p>3 前項の手数料は、前納しなければならない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(手数料の算定基準)</p> <p>第32条 条例第29条に規定する設計審査手数料及び工事検査手数料は、次に掲げるところにより算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準とする口径は、メーター口径とする。ただし、配水管からの分岐口径(以下「分岐口径」という。)が、メーター口径より大きい場合は分岐口径によるものとする。 (2) 外部工事等については分岐口径とし、分岐箇所が複数となる場合は、分岐口径ごとに条例別表第2の規定を適用して得た額の合計額とする。 (3) 集合住宅等で各戸に直結する場合は、各メーター口径ごとに条例別表第2の規定を適用して得た額の合計額とする。 <p>2 前項各号に定めるもののほか必要な事項は、管理者がその都度定めるものとする。</p>	
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課</p> <p>上下水道部 水道管理課</p>

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 337

担当部署: 複数課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第35条及び第36条		
例規番号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第35条及び第36条の規定による。 (罰則)</p> <p>第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条の規定による管理者の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の場合を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、第18条第1項本文及び第2項の規定によるメーターの設置、第19条の規定による使用水量の計量又は第31条の規定による検査及び指示を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第20条の規定に違反して私設消火栓を使用した者</p> <p>(4) 第21条の第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(5) 第23条の規定による料金の徴収又は第29条の規定による手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(6) 第33条の規定による給水の停止を妨げた者</p> <p>2 前項各号の違反行為を行った者は、当該違反行為により生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第23条の規定による料金の徴収又は第29条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課</p> <p>上下水道部 水道管理課</p>			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 複数課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市指定給水装置工事事業者等に関する規程 第8条		
例規番号	平成10年水道事業管理規程第2号		
【基準】			
第8条の規定による。 (指定の取消し)			
第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。			
(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。			
(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。			
(3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。			
(4) 第12条各項の規定に違反したとき。			
(5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。			
(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。			
(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。			
(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。			
備考			
【共通担当部署】			
上下水道部 上下水道総務課			
上下水道部 上下水道営業課			
上下水道部 水道管理課			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

担当部署: 複数課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	貝塚市指定給水装置工事事業者等に関する規程 第9条		
例規番号	平成10年水道事業管理規程第2号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (指定の停止)</p> <p>第9条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道総務課 上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第9条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
【基準】 第9条の規定による。 (手数料) 第9条 管理者は、前条第1項の指定を受けようとする者から1件につき10,000円の手数料を徴収する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 344

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第16条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
【基準】 第16条の規定による。 (改善命令) 第16条 管理者は、前2条の規定に違反して、下水を公共下水道に排除している者又は排除しようとする者に対し、期限を付して除害施設の設置その他必要な措置を命じ、又は公共下水道への排除の停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 345

担当部署: 上下水道部 上下水道営業課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第20条第1項		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第20条及び第22条の規定による。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第20条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1月ごとに、又は随時に徴収することができる。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道へ排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額を加算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 348

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第29条第1項		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第29条及び準用する貝塚市道路占用条例第9条の規定による。 (占用料)</p> <p>第29条 管理者は、前条により占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもつて経理するものに係る占用物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもつて経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>2 貝塚市道路占用条例(平成12年貝塚市条例第13号)第9条から第13条まで及び別表の規定は、前項に規定する占用料について準用する。この場合において、貝塚市道路占用条例第10条第2項、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と、同条例第11条及び別表中「道路」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第9条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 複数課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第32条から第34条まで		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第32条から第34条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第32条 市長は、次に掲げる者に対し、50,000円以下の過料に科する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けることについて上下水道事業管理規程で提出することとされている書類に不実の記載をし、提出した者</p> <p>(3) 第6条の規定による届出を行わなかった者</p> <p>(4) 第7条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(5) 第14条、第15条又は第18条の規定に違反した使用者</p> <p>(6) 第16条の規定による命令又は第30条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(7) 第17条又は第19条第1項の規定による届出を怠った者</p> <p>(8) 第17条又は第19条第1項の規定による届出について、上下水道事業管理規程で提出することとされている書類で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>(9) 第23条第3号の規定による認定を受けることについて、上下水道事業管理規程で提出することとされている書類で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>(10) 第24条の規定により提出を求められた資料について、不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>(11) 第26条の規定により提出しなければならない申請書又は図面について、不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>(12) 第28条の規定による許可を受けずに、公共下水道の敷地又は排水施設を占用した者</p> <p>第33条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、違反者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道総務課</p> <p>上下水道部 上下水道営業課</p> <p>上下水道部 下水道推進課</p>			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 352

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市排水設備工事指定業者に関する規程 第9条		
例規番号	平成31年上下水道事業管理規程第3号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定業者の指定を停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例第8条第1項第1号及び第2号又は第3条に規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) その他管理者の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の処分による損害については、市は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 353

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第1条		
例規番号	昭和45年条例第29号		
【基準】	<p>第1条、第2条及び第4条の規定による。 (総則)</p> <p>第1条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、この条例の定めるところにより、都市計画下水道事業のうち公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下これらを「負担金」という。)を徴収するものとする。 (受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域及び当該区域に隣接し、又は近接する都市計画法第59条の都市計画事業の認可を受けた区域以外の区域において事業により築造される公共下水道に接続することにより利益を受ける区域(以下「排水区域等」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 管理者は、排水区域等内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (各受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の規定により公告された区域内において所有し、又は地上権等を有する土地の面積に、1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の単位負担金額は、408円とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の賦課保留の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第3項ただし書		
例規番号	昭和45年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 管理者は、第5条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金を賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、第5条に規定する公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。ただし、次項ただし書の規定により賦課の保留を取り消す場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる土地については、管理者は、当該土地に係る受益者の申請により、負担金の賦課を保留することができる。ただし、賦課の保留に係る要件を欠くに至ったときは、賦課の保留を取り消すものとする。</p> <p>(1) 賦課対象区域内において所有し、又は地上権等を有する土地が生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の規定により定められた生産緑地地区の区域内に存する農地等であるもの</p> <p>(2) その他管理者が特別の理由があると認めるもの</p> <p>4 前項ただし書に規定する場合にあっては、管理者は、賦課の保留に係る要件を欠くに至った日において、当該土地について第5条に規定する公告を行ったものとみなして、第1項の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>5 管理者は、第1項及び前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>6 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 357

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条第2項		
例規番号	昭和45年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により負担金の徴収を猶予された者について、その財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないとき、管理者は、その徴収猶予の決定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 359

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第10条		
例規番号	昭和45年条例第29号		
【基準】 第10条の規定による。 (延滞金) 第10条 管理者は、第6条第5項に規定する納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 360

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第12条		
例規番号	昭和45年条例第29号		
【基準】 第12条の規定による。 (過料) 第12条 市長は、第5条の2の規定による申告書を提出しない者に対し、50,000円以下の過料を科する。 2 市長は、詐欺その他不正の行為により負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 361

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の減免の取消し等		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第13条		
例規番号	平成31年上下水道事業管理規程第4号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (負担金の減免の取消し等)</p> <p>第13条 前条第3項の規定により負担金の減免決定をした後、当該土地若しくは受益者が条例第8条第2項各号に該当しなくなったとき、又は前条第1項の規定による負担金の減免の割合に変更が生じたときは、管理者はその事由が発生した日後の納期に係る負担金について減免を取り消し、又は減免の割合を変更することがある。この場合において、管理者は、その旨を下水道事業負担金減免取消変更通知書(様式第14号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 363

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	退院命令等		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第3条		
例規番号	昭和30年条例第311号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (診療等の規制)</p> <p>第3条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。</p> <p>(1) 収容定員に達しているとき</p> <p>(2) 病院の診療科において診療するものでないとき</p> <p>(3) 診療の必要がなくなったとき</p> <p>(4) 料金を滞納したとき</p> <p>(5) 診療上又は病院内の秩序保持の指示に従わず、なおも、不都合の行為があつたとき</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 364

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第4条
例規番号	昭和30年条例第311号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び市立貝塚病院使用規程第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第4条 診療を受けようとする者は、次項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付が行われる場合 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めによる算定方法により算定する額(以下「厚生労働大臣の定めによる算定額」という。)及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準の算定方法により算定する額(以下「健康保険法第85条第2項の基準による算定額」という。)。ただし、医療に関する給付に係る費用の額の算定方法について当該法令にこれと異なる定めがある場合にあつては、当該法令に基づき算定する額とする。</p> <p>(2) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により療養の給付及び入院時食事療養費に係る療養に関する給付が行われる場合同法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準の算定方法により算定する額及び同法第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準の算定方法により算定する額</p> <p>(3) 前2号に規定する場合以外の場合 厚生労働大臣の定めによる算定額及び健康保険法第85条第2項の基準による算定額に100分の150を乗じて得た額</p> <p>2 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準並びに高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準に算定方法の定めのない使用料の額は、管理者が別に定める。</p> <p>3 入院及びその療養に伴う世話その他の看護の給付を受ける者が特別室を使用する場合にあつては、前2項に規定する使用料のほか、管理者が別に定める入院料加算額を納付しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の厚生労働大臣が定める基準に算定方法の定めのない使用料の額は、別表第1、別表第1の2及び別表第1の3に定めるところによる。</p> <p>2 条例第4条第3項に規定する入院料加算額は、別表第2に定めるところにより計算して得た額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額</p>	

(以下これらを「消費税等相当額」という。)を加算した額(この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とする。

- 3 条例第9条第3項に規定する施設利用料は、別表第3に定めるところにより計算して得た額に、消費税等相当額を加算した額(この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされている助産に係る資産の譲渡等に係る使用料については、別表第2及び別表第3に定めるところにより、それぞれ計算して得た額とする。

備考	
----	--

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 365

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第4条の2		
例規番号	昭和30年条例第311号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の2及び市立貝塚病院使用規程第7条の規定による。 (手数料)</p> <p>第4条の2 診断書その他証明書等の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、1通につき3,300円以内において管理者が定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第7条 条例第4条の2に規定する診断書その他証明書等の手数料は、別表第4に定めるところにより計算して得た額に、消費税等相当額を加算した額(この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 367

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	料金の追徴		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第6条		
例規番号	昭和30年条例第311号		
【基準】 第6条の規定による。 (料金の追徴) 第6条 虚偽の申立により使用料又は手数料の減額又は免除を受けたことを発見したときは、その料金を追徴する。			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 369

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	臨時運行許可の取消し		
例規名 根拠条項	貝塚市自動車臨時運行許可規則 第9条		
例規番号	平成16年規則第35号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (臨時運行許可の取消し)</p> <p>第9条 虚偽その他不正な手段により臨時運行の許可を受け、又は許可証若しくは番号標を不正に使用したときは、市長は、直ちにその許可を取り消すものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 372

担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録抹消		
例規名 根拠条項	認可地縁団体に係る印鑑登録及び証明に関する規則 第14条		
例規番号	平成5年規則第21号		
<p>【基準】</p> <p>規則第14条の規定による。 (印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。</p> <p>(2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。</p> <p>(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。</p> <p>(4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。</p> <p>2 市長は、第11条又は第12条に規定する申請が行われたときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第3号又は第4号の規定に基づき、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、代表者等に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	ばい煙に係る届出施設の管理の方法等の計画変更等の命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第25条		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第25条の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第25条 知事は、第19条第1項又は第23条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項(ばい煙に係る事項に限る。)の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙の処理等の方法に関する計画の変更(第23条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第19条第1項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	ばい煙等排出者に対する改善命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第37条第1項から第3項まで		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第37条の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第37条 知事は、ばい煙等排出者でばいじん等を排出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばいじん等の処理等の方法の改善を命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、ばい煙等排出者で指定有害物質を排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>4 第35条第4項の規定は、前3項の規定による命令について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	大気中の石綿の濃度の測定計画の変更命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の9		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第40条の9の規定による。 (計画変更命令)</p> <p>第40条の9 知事は、第40条の7第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による届出(大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、これらの届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき又は工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	作業基準等の適合命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の11		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第40条の11の規定による。</p> <p>(作業基準等適合命令等)</p> <p>第40条の11 知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準又は工事施工境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準若しくは工事施工境界基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	違反行為の停止その他必要な措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第48条		
例規番号	平成6年府条例第6号		
【基準】 第48条の規定による。 (警告及び命令) 第48条 知事は、前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、警告を発し、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	届出施設の構造等に関する計画変更命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第55条		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第55条の規定による。 (計画変更命令等)</p> <p>第55条 知事は、第52条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該届出事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。第59条第1項、第61条第1項及び第63条第2項において同じ。)においてその排出水に係る排水基準(第50条第1項の排出水に係る排水基準をいう。以下「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第52条の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	届出施設の構造等の改善命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第61条第1項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第61条の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第61条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該届出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第59条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	特定施設の構造等の改善命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第62条第1項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第62条の規定による。</p> <p>第62条 知事は、特定事業場排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定事業場排水の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 第60条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	届出事業場又は特定事業場の事故時の応急措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第64条第2項		
例 規 番 号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第64条の規定による。</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第64条 事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項又は第3項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項本文の場合において、事業者(届出事業場又は特定事業場の設置者に限る。)が同項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1010

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	緊急時の措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第68条		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第68条の規定による。</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第68条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水(第49条第3項に規定する排水をいう。以下同じ。)を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	地下浸透水に係る改善命令等		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第79条第1項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第79条の規定による。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第79条 知事は、前条に規定する者が、前条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設(第49条第2項に規定する届出施設をいう。以下この節において同じ。)の構造若しくは使用の方法若しくは第49条第5項に規定する汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、1の施設が届出施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等を含むものについては、当該施設が届出施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が届出施設となった際既にその水が地下浸透水であるとき及びその者に適用されている市町村の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1012

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	届出事業場の事故時の応急措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第80条第2項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第80条の規定による。</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第80条 届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、届出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1014

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る確認の取消し		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の4第4項(第81条の6第4項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第81条の4第4項の規定による。</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第81条の4</p> <p>4 知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染除去等計画の変更命令		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の9第4項		
例 規 番 号	平成6年府条例第6号		
【基準】			
第81条の9第4項の規定による。 (汚染除去等計画の提出等)			
第81条の9			
4 知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第81条の10第1号及び第81条の11において同じ。)の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年7月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染除去等計画の実施措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の9第8項		
例 規 番 号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第81条の9第8項の規定による。 (汚染除去等計画の提出等)</p> <p>第81条の9</p> <p>8 知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1019

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の13第5項
例規番号	平成6年府条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第81条の13の規定による。</p> <p>(要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第81条の13 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更</p> <p>イ 土地の土壌の管理有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更</p> <p>ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 要届出管理区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 要届出管理区域が指定された際当該要届出管理区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 要届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 1020

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌の運搬に関する基準違反等に対する改善命令
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の16第4項
例規番号	平成6年府条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第81条の16の規定による。</p> <p>(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)</p> <p>第81条の16 要措置管理区域又は要届出管理区域(以下「管理区域」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、管理有害物質による汚染状態が第81条の8第1項第1号の規則で定める基準に適合すると知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該管理区域外に搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該汚染土壌の管理有害物質による汚染状態 (2) 当該汚染土壌の体積 (3) 当該汚染土壌の運搬の方法 (4) 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 (5) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 (6) 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地 (7) 当該汚染土壌を第81条の18第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要届出管理区域の所在地 (8) 当該汚染土壌を第81条の18第1項第3号又は第81条の19第1項第1号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地 (9) 当該汚染土壌の搬出の着手予定日 (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 非常災害のために応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬の方法が次条の規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 (2) 第81条の18第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を土壌法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。 	

(3) 第81条の19第1項の規定に違反して同項の確認を受けていない場合 同項の確認を受けること。

備考

設定年月日

令和5年7月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1022

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌を運搬した場合等に対する措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の20		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第81条の20の規定による。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第81条の20 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の管理有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第81条の17の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>(2) 第81条の18第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)</p> <p>(3) 前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前条第1項の確認を受けなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1023

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	緊急事態の発生時における応急措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の28第2項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第81条の28の規定による。</p> <p>(緊急事態の発生時における措置)</p> <p>第81条の28 管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続く当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、管理化学物質取扱事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、第1項の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該管理化学物質取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1024

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置の変更命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第86条第2項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第86条第1項及び第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第86条 知事は、規制地域内に設置されている工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等から騒音等を発生させる者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等を発生する施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1025

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	騒音等の防止の方法又は届出施設の使用の方法若しくは配置に関する計画変更命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第90条第2項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第90条の規定による。</p> <p>(計画変更勧告及び改善命令)</p> <p>第90条 知事は、第87条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法又は届出施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで届出施設を設置しているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1026

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更命令		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第94条第2項		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第94条第1項及び第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第94条 知事は、規制地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1027

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	違反行為の停止その他必要な措置命令(第96条第2項の規定に違反した者に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第99条		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第99条の規定による。</p> <p>(警告及び命令)</p> <p>第99条 知事は、第96条第1項から第3項までの規定に違反して拡声機が使用され、第97条の規定に違反して音響機器が使用され、又は前条の規定に違反して深夜において営業が営まれ若しくは作業が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、警告を発し、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1032

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	許可の取消し、除却命令等		
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第18条		
例規番号	昭和24年府条例第79号		
【基準】 第18条の規定による。 (許可の取消し、除却命令等) 第18条 第3条第1項又は第8条の2第1項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は許可広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。 2 許可広告物表示者等が第3条第2項又は第8条の2第2項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1033

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	改修、移転、除却その他必要な措置命令		
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第19条		
例規番号	昭和24年府条例第79号		
【基準】 第19条の規定による。 第19条 この条例の規定に違反した広告物又は掲出物件があるときは、知事は、当該広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置した者又はこれらの管理者に対して改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1035

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	給水の停止命令		
例規名 根拠条項	大阪府特設水道条例 第13条		
例規番号	昭和33年府条例第30号		
【基準】 第13条の規定による。 (給水の停止命令) 第13条 知事は、設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該特設水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日